

## 障害福祉サービス事業所の指定取り消し処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	合同会社 i S T
事業所名	ケアサポート遊（明石市）
事業種別	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
指定年月日	平成 26 年 6 月 1 日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成 30 年 3 月 15 日

#### 4 処分理由

##### (1) 不正請求

利用者不在（入院等）にも関わらず、サービスを提供したとして介護給付費を不正請求した。  
返還請求額（概算）約 655 千円（加算金除く）

##### (2) 人員基準違反

介護福祉士等を常勤換算で 2.5 人以上配置することとなっているが、指定後、基準を満たす配置がされていなかった。